

# 四半期報告書

(第22期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

**株式会社光通信**

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 大株主の状況	21
(6) 議決権の状況	22

2 株価の推移	22
---------	----

3 役員の状況	23
---------	----

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	25
(2) 四半期連結損益計算書	27
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	28

2 その他	38
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	39
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第22期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 重田 康光
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第21期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	73,271	314,135
経常利益(百万円)	3,746	23,522
四半期(当期)純利益(百万円)	1,643	2,801
純資産額(百万円)	132,186	135,154
総資産額(百万円)	220,497	230,777
1株当たり純資産額(円)	2,124.64	2,130.50
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	28.43	48.20
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	28.41	48.17
自己資本比率(%)	54.8	53.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,942	3,660
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△3,012	△13,599
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	189	4,745
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	18,655	16,490
従業員数(人)	6,100	4,664

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	6,100（4,403）
---------	--------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ、1,436名増加しておりますが、この主な理由は、各事業の営業拡充に伴う新規採用によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	390（80）
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
法人事業 (百万円)	32,122
SHOP事業 (百万円)	37,771
保険事業 (百万円)	3,374
ベンチャーファンド事業 (百万円)	4
合計 (百万円)	73,271

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当第1四半期連結会計期間における、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)
ソフトバンクモバイル(株)	15,918	21.7

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におきましては、各事業における販売体制の更なる構築に注力いたしました。

その結果、売上高は73,271百万円、営業利益は2,883百万円、経常利益は3,746百万円、税金等調整前四半期純利益は3,378百万円、四半期純利益は1,643百万円となりました。

なお、営業外損益の項目において受取配当金802百万円を計上しております。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ①法人事業

法人事業におきましては、OA機器を中心とした訪問販売、固定回線やブロードバンド回線、携帯電話等の取次ぎ・販売、インターネット広告の企画・販売を中心に、中小企業を主な顧客層として事業を展開しております。

OA機器の販売台数につきましては、前年同期とほぼ横ばいの8,225台となり、保有台数につきましては101,775台となりました。通信回線サービスの販売につきましては、前期に引き続き堅調に推移いたしました。前期より本格的に開始した業種特化事業におきましても、それぞれの分野において商品開発や有力企業と資本業務提携を行うなど様々な施策を展開しております。

また、当社連結子会社のe-まちタウン(株)（マザーズ：4747）では、顧客満足度、広告効果、独自性を追求した「No.1モバイルインターネットカンパニー」を目指し、主にモバイル広告を主軸とした収益モデルを確立すべく事業活動を進めております。

その結果、法人事業の売上高は32,648百万円、営業利益は2,477百万円となりました。

#### ②SHOP事業

SHOP事業におきましては、携帯電話を中心に、全国で展開する店舗を主な販路とした販売事業を行っております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、前期に引き続き不採算店舗の見直し並びに代理店を中心とする販売網拡大、販売チャンネルの多様化に取り組みました。

端末の販売台数につきましては、MNP（モバイルナンバーポータビリティ）導入で需要が盛り上がった前年同期と比べて反動減が見られたものの、継続コミッションの対象となる保有台数は214万台と堅調に増加しました。

その結果、SHOP事業の売上高は38,077百万円、営業利益は598百万円となりました。

#### ③保険事業

保険事業におきましては、テレマーケティング手法による保険契約の取次ぎ・販売を行っております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、当初から予定していた通り、新人の配属が行われたことで生産性が一時的に低下いたしました。

その結果、保険事業の売上高は3,395百万円、営業利益は315百万円となりました。

#### ④ベンチャーファンド事業

ベンチャーファンド事業におきましては、ベンチャーファンドの企画・運営を行っております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、投資先の新規上場はなく、一部保有銘柄の評価を行いました。

その結果、ベンチャーファンド事業の売上高は4百万円となり、営業損失は194百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

	前連結会計年度末	当第1四半期連結会計期間末	増減
	百万円	百万円	百万円
総資産	230,777	220,497	△10,280
負債	95,622	88,310	△7,312
純資産	135,154	132,186	△2,968

総資産は、売掛債権の減少等により、前連結会計年度末に比べて10,280百万円減少の220,497百万円となりました。

負債は、営業債務の減少等により、前連結会計年度末に比べて7,312百万円減少の88,310百万円となりました。

純資産は、自己株式の増加等により前連結会計年度末に比べて2,968百万円減少の132,186百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	当第1四半期連結累計期間
	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,942
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,012
財務活動によるキャッシュ・フロー	189

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度末に計上された売上債権の回収が進んだことにより、4,942百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得等により、3,012百万円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得を行ったものの、短期借入による資金調達を行ったことにより、189百万円のプラスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当四半期末残高は、前連結会計年度末に比べ2,165百万円プラスの18,655百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、改修、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	183,123,768
無議決権株式	50,000,000
計	233,123,768

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,344,942	58,349,642	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
計	58,344,942	58,349,642	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日以降、提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権及び、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条第1項第3号の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年6月24日定時株主総会決議 (平成15年7月10日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	72
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,645
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月10日 至 平成20年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,645 資本組入額 1,323
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。  
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年に限り本新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 平成15年6月24日定時株主総会決議（平成15年11月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,421
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	342,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,320
新株予約権の行使期間	自 平成17年12月2日 至 平成20年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,320 資本組入額 2,660
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。  
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年に限り新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③ 平成16年6月24日定時株主総会決議（平成16年8月31日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	163,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,070
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月31日 至 平成21年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,070 資本組入額 2,535
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。  
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年に限り新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④ 平成16年6月24日定時株主総会決議（平成17年2月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,677
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月26日 至 平成22年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,677 資本組入額 4,339
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。  
また、対象者が権利行使期間前にかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間開始日から1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。さらに権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年に限り本新株予約権を行使することができる。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤ 平成17年6月24日定時株主総会決議（平成17年9月5日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,221
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月5日 至 平成22年9月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,221 資本組入額 4,111
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑥ 平成17年6月24日定時株主総会決議（平成17年12月5日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	9,120
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月5日 至 平成22年12月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 9,120 資本組入額 4,560
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。



⑦ 平成17年6月24日定時株主総会決議（平成17年12月22日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,800
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月22日 至 平成22年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,800 資本組入額 5,400
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,180
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月26日 至 平成28年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,180 資本組入額 3,090
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑨ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,180
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月26日 至 平成28年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,180 資本組入額 3,090
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑩ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成19年3月30日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,346
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,474
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月31日 至 平成29年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,474 資本組入額 2,737
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑪ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成20年2月26日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	230
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,914
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月27日 至 平成30年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,914 資本組入額 1,957
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑫ 平成20年6月24日定時株主総会決議（平成20年6月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,785
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月26日 至 平成30年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑬ 平成20年6月24日定時株主総会決議（平成20年6月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,785
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月26日 至 平成30年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,785 資本組入額 1,893
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (注) 1. 対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。  
但し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合にはこの限りでない。
2. 対象者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。
3. 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。
4. その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注) 1	64,000	58,344,942	84	54,253	84	25,840

(注) 1. 新株予約権の行使(平成20年4月1日～平成20年6月30日)による増加であります。

2. 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が4,700株、資本金が6百万円、資本準備金が6百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書等の写しの送付等はありません。なお、平成20年5月23日開催の当社取締役会に基づき、自己株式を取得した結果、当第1四半期会計期間末時点での当社の自己株式保有状況は以下のとおりであります。

名称	株式会社光通信
住所	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
保有株券等の数	株式 1,471,774株
株券等保有割合	2.52%

(注) 当第1四半期会計期間での市場買付による増加は1,324,700株であります。



## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 147,000	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,110,600	581,106	同上
単元未満株式	普通株式 23,342	—	同上
発行済株式総数	58,280,942	—	—
総株主の議決権	—	581,106	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義保有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱光通信	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	147,000	—	147,000	0.25
計	—	147,000	—	147,000	0.25

(注) 平成20年5月23日開催の当社取締役会決議に基づき、自己株式を取得した結果、当第1四半期会計期間末時点での当社所有自己株式数(すべて自己名義保有)は1,471,774株であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	3,990	4,100	3,840
最低(円)	2,655	3,610	3,420

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	会長補佐特別顧問	取締役	会長補佐特別顧問	豊田 繁太郎	平成20年6月24日
常務取締役	法人事業本部長	取締役	法人事業本部長	山本 康二	平成20年6月24日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18,695	16,588
受取手形及び売掛金	37,103	56,306
有価証券	367	418
営業投資有価証券	5,813	5,918
商品	13,829	14,287
貯蔵品	28	27
繰延税金資産	3,708	3,663
その他	11,005	7,593
営業投資損失引当金	△636	△768
貸倒引当金	△496	△382
流動資産合計	89,419	103,653
固定資産		
有形固定資産	※1 9,211	10,450
無形固定資産		
のれん	※2 90	—
その他	906	968
無形固定資産合計	996	968
投資その他の資産		
投資有価証券	98,215	90,936
繰延税金資産	11,448	15,061
その他	14,823	13,104
貸倒引当金	△3,618	△3,398
投資その他の資産合計	120,868	115,704
固定資産合計	131,077	127,124
資産合計	220,497	230,777

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る要約  
連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成20年6月30日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,256	29,671
短期借入金	26,150	17,874
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払金	17,685	23,364
未払法人税等	1,172	4,042
賞与引当金	484	1,023
役員賞与引当金	40	144
その他	8,968	6,275
流動負債合計	84,757	92,397
固定負債		
役員退職慰労引当金	143	139
繰延税金負債	732	944
負ののれん	※2 —	78
その他	2,676	2,062
固定負債合計	3,552	3,225
負債合計	88,310	95,622
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,253	54,168
資本剰余金	25,287	25,203
利益剰余金	39,948	41,792
自己株式	△5,674	△674
株主資本合計	113,814	120,490
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,014	3,364
為替換算調整勘定	5	△0
評価・換算差額等合計	7,020	3,364
新株予約権	562	484
少数株主持分	10,789	10,815
純資産合計	132,186	135,154
負債純資産合計	220,497	230,777

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

売上高	73,271
売上原価	38,833
売上総利益	34,438
販売費及び一般管理費	※ 31,555
営業利益	2,883
営業外収益	
受取利息	30
受取配当金	802
投資有価証券売却益	120
負ののれん償却額	73
その他	217
営業外収益合計	1,244
営業外費用	
支払利息	107
持分法による投資損失	138
その他	134
営業外費用合計	381
経常利益	3,746
特別利益	
子会社株式売却益	28
貸倒引当金戻入額	44
賞与引当金戻入額	88
違約金収入	173
特別利益合計	336
特別損失	
固定資産除売却損	185
投資有価証券評価損	518
特別損失合計	703
税金等調整前四半期純利益	3,378
法人税、住民税及び事業税	1,023
法人税等調整額	863
法人税等合計	1,886
少数株主損失(△)	△151
四半期純利益	1,643

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年6月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	3,378
減価償却費	629
のれん償却額	7
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	271
営業投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△204
受取利息及び受取配当金	△833
支払利息	107
投資有価証券売却損益 (△は益)	△120
投資有価証券評価損益 (△は益)	518
持分法による投資損益 (△は益)	138
固定資産除売却損益 (△は益)	185
売上債権の増減額 (△は増加)	18,226
たな卸資産の増減額 (△は増加)	140
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	△136
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,794
未払金の増減額 (△は減少)	△5,594
その他	1,084
小計	9,002
利息及び配当金の受取額	858
利息の支払額	△59
法人税等の支払額	△4,916
法人税等の還付額	57
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,942
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形及び無形固定資産の取得による支出	△501
投資有価証券の取得による支出	△2,536
投資有価証券の売却による収入	667
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△111
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	608
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△4
貸付けによる支出	△1,755
貸付金の回収による収入	531
その他	90
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,012

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30  
日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	8,327
長期借入金の返済による支出	△3
株式の発行による収入	169
少数株主からの払込みによる収入	30
自己株式の取得による支出	△5,000
配当金の支払額	△3,176
少数株主への配当金の支払額	△28
リース債務の返済による支出	△128
財務活動によるキャッシュ・フロー	189
現金及び現金同等物に係る換算差額	45
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,165
現金及び現金同等物の期首残高	16,490
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 18,655



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間                      (自 平成20年4月1日                      至 平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項                      の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更                      当第1四半期連結会計期間より、(株)アップヒルズ他3社は、株式の取得により連結の範囲に加えております。                      好楽通信科技(上海)有限公司は、新規設立により連結の範囲に加えております。                      シスコム(株)は、株式の売却により連結の範囲から除外しております。                      (株)エイチ・ティ・シーは他の連結子会社に吸収合併されております。                      (株)マックスソリューション他1社は、株式の売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数                      140社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項                      の変更</p>	<p>(1) 持分法適用非連結子会社                      変更はありません。</p> <p>(2) 持分法適用関連会社                      ①持分法適用関連会社の範囲の変更                      当第1四半期連結会計期間より、(株)No.1他2社は、株式の取得により持分法適用の範囲に加えております。                      (株)マックスソリューション他1社は、株式の売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。                      (株)YICHAは、株式の売却により持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>②変更後の持分法適用関連会社の数                      49社</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(リース取引に関する会計基準の適用)      所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、借主側の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。貸主側はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法を採用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)      当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については主として移動平均法による原価法から主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出については、実地棚卸を省略し前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 繰延税金資産の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,305百万円</p> <p>※2. のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。</p> <table> <tr> <td>のれん</td> <td>2,286百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>2,195</td> </tr> <tr> <td>純額</td> <td>90</td> </tr> </table>	のれん	2,286百万円	負ののれん	2,195	純額	90	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,342百万円</p> <p>※2. のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。</p> <table> <tr> <td>のれん</td> <td>2,191百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>2,270</td> </tr> <tr> <td>純額</td> <td>78</td> </tr> </table>	のれん	2,191百万円	負ののれん	2,270	純額	78
のれん	2,286百万円												
負ののれん	2,195												
純額	90												
のれん	2,191百万円												
負ののれん	2,270												
純額	78												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)														
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>販売手数料</td> <td>14,933百万円</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td>5,641百万円</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td>2,125百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>1,334百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>484百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>457百万円</td> </tr> </table>	販売手数料	14,933百万円	給料	5,641百万円	雑給	2,125百万円	地代家賃	1,334百万円	賞与引当金繰入額	484百万円	役員賞与引当金繰入額	40百万円	貸倒引当金繰入額	457百万円
販売手数料	14,933百万円													
給料	5,641百万円													
雑給	2,125百万円													
地代家賃	1,334百万円													
賞与引当金繰入額	484百万円													
役員賞与引当金繰入額	40百万円													
貸倒引当金繰入額	457百万円													

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)								
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>18,695百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△132百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>18,655百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	18,695百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△132百万円	預け金	92百万円	現金及び現金同等物	18,655百万円
現金及び預金勘定	18,695百万円							
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△132百万円							
預け金	92百万円							
現金及び現金同等物	18,655百万円							

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 58,344,942株
2. 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 1,471,774株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当第1四半期連結会計期間末残高 (百万円)
			前連結会計年度末	当第1四半期連結会計期間増加	当第1四半期連結会計期間減少	当第1四半期連結会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権					481	
連結子会社	ストック・オプションとしての 新株予約権					81	
	合計					562	

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	3,488	利益剰余金	60	平成20年3月31日	平成20年6月10日

5. 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期連結会計期間において、平成20年5月23日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を取得した結果、自己株式が5,000百万円増加し、5,674百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	法人事業 (百万円)	SHOP 事業 (百万円)	保険事業 (百万円)	ベンチャー ファンド事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上 高	32,122	37,771	3,374	4	73,271		73,271
(2) セグメント間の内部売 上高又は振替高	526	305	21	—	853	(853)	—
計	32,648	38,077	3,395	4	74,125	(853)	73,271
営業利益又は営業損失(△)	2,477	598	315	△194	3,196	(312)	2,883

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、品目の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な品目

事業区分	主要品目
法人事業	複写機、ファクシミリ、固定電話機、付属品 インターネット関連・企画・提供・販売サービス手数料 マイライン加入取次手数料、法人向け移動体通信サービス等
SHOP事業	移動体通信サービス手数料、移動体通信機器等
保険事業	保険契約取次手数料等
ベンチャーファンド事業	有価証券等

3. ベンチャーファンド事業のうち、外部出資者持分相当額は、売上高2百万円、営業損失は135百万円であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	76,218	88,097	11,878
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	76,218	88,097	11,878

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当該取引はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 77百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,124.64円	1株当たり純資産額	2,130.50円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	28.41円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	1,643
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,643
期中平均株式数(千株)	57,796
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	△0
普通株式増加数(千株)	11
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社光通信

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 重幸 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 克哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社光通信の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。